

【矢掛町総合運動公園 施設使用料】

(単位:1時間当たり)

施 設 名				使 用 料			
						(円)	
				町内在住者		町外在住者	
				一 般	高校生以下	一 般	高校生以下
野球場 (うぐいす球場)		球場使用料		600	300	1,200	600
		本部・審判室		400	200	800	400
		放送室		200	100	400	200
多目的グラウンド (飛脚グラウンド)		全 面	使用料	1,000	500	2,000	1,000
			照明代	1,000	500	2,000	1,000
		半 面	使用料	500	250	1,000	500
			照明代	500	250	1,000	500
		本部・審判室		400	200	800	400
		放送設備		200	100	400	200
		冷暖房使用料		400	200	800	400
テニス兼 フットサル コート (けやりコート)	テニス	1 面	使用料	200	100	400	200
			照明代	200	100	400	200
	フットサル	1 面	使用料	400	200	800	400
			照明代	400	200	800	400
芝すべりゲレンデ(貸出用ソリ含む)				100 (1台30分につき)			

【休園日】

- ①毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日)
- ②年末年始(12月28日～1月4日)
- ③2月第3土曜日及び第3日曜日
(マラソン大会開催のため、一切の施設が利用できません。園内道路も車両進入禁止とします。)
- ④上記以外にも、管理上(芝生の養生、施設の修繕など)の理由により、利用に制限することがあります。

【使用時間】

1時間単位の使用とし、使用時間は、準備・片づけを含めた時間とします。
ナイターの使用時間は、4月～10月(18時～22時)、11月～3月(17時～22時)とします。

【予約について】

施設予約をするには、最初に利用者登録をする必要があります。
予約開始は、町内団体は3か月前、町内個人・町外者は2ヶ月前からとします。
予約方法については、窓口及びインターネットで申込みができます。
予約開始後、予約が重なった場合は、抽選(機械による自動抽選)とします。
予約確定後、7日以内に使用料が納入されない場合は、予約を取り消します。
使用料の納入は、開館時間内に管理棟事務所(券売機)で行ってください。
支払った使用料の返金はできません(雨天等の相当の理由がある場合を除く)。

【使用に関する注意事項】

当施設を使用される方は、必ず管理者の指示に従ってください。
規則・マナー等を守れない方は、以後の使用をお断りします。
町内料金で利用される団体は、当該年度の最初の使用までに、団体名簿を提出してください。